

## 一 般 競 争 入 札 公 告

平成 29 年度上下水道局庁舎内清涼飲料水自動販売機設置について，次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により基づき公告する。

平成 29 年 4 月 20 日

盛岡市上下水道事業管理者 平 野 耕一郎

### 記

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札件名 平成 29 年度上下水道局庁舎内清涼飲料水自動販売機設置

(2) 賃貸借物件

| 物件<br>番号 | 所在地                       | 設置場所                        | 貸付面積                               | 設置台数<br>(台) |
|----------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-------------|
| ②        | 盛岡市愛宕町 6-8<br>盛岡市上下水道局本庁舎 | 1 階出入口<br>(お客様センター<br>入口左側) | 1.4 m <sup>2</sup><br>幅 1.4m×奥行 1m | 1 台         |
| ③        | 盛岡市愛宕町 6-8<br>盛岡市上下水道局本庁舎 | 2 階廊下                       | 1.4 m <sup>2</sup><br>幅 1.4m×奥行 1m | 1 台         |

※貸付面積に回収ボックス設置部分を含む。

(3) 契約根拠 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する行政財産の一部貸付。

(4) 貸借期間

ア 物件番号② 平成 29 年 12 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日までの 2 年 9 か月間。

イ 物件番号③ 平成 29 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日までの 3 年間。

なお，期間終了後の契約の更新や期間の延長は行わない。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（成年被後見人，被補佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者

(2) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者を，法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が，暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者に該当しない者

- (3) 盛岡市上下水道局が請求した水道料金又は下水道使用料等を滞納していない者
- (4) 盛岡市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 盛岡市内又は盛岡市近郊（紫波町，矢巾町，雫石町，滝沢市）に本社又は営業所等を有している法人又は個人
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続開始の申立てがある者，その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加しようとする者は，次に掲げる書類を持参により提出し，入札参加に必要な資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）

直前 3 カ月以内に発行されたもの

(ア) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行する全部事項（現在事項）証明書又は商業登記簿謄本（写し可）

(イ) 個人の場合 本籍地の市区町村発行の身分証明書

ウ 印鑑証明書（原本に限る）

直前 3 カ月以内に発行されたもの

(ア) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行するもの

(イ) 個人の場合 住民登録をしている市区町村が発行するもの

エ 盛岡市税に関する直近事業年度分の納税証明書

オ 消費税及び地方消費税に関する直近事業年度分の納税証明書（納税証明書その 3，その 3 の 2 及びその 3 の 3 のいずれか）

カ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し，履行した実績を有することを証明する書類（使用許可書，契約書の写し）等。

(2) 提出期限 平成 29 年 6 月 1 日（木）午後 5 時

(3) 提出場所 盛岡市上下水道局総務課

（〒020-0013 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局本庁舎 2 階）

(4) 提出部数 1 部

(5) 入札参加確認通知 提出された書類をもとに審査を行い，確認結果を書面により通知する。

### 4 入札予定日時

#### (1) 入札日時

ア 物件番号② 平成 29 年 6 月 12 日（月）午前 10 時 00 分～

イ 物件番号③ 平成 29 年 6 月 12 日（月）午前 10 時 10 分～

- (2) 入札回数 2回までとする。
- (3) 入札場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局本庁舎3階302会議室
- (4) 開札 執行即時開札とする。

#### 5 入札保証金

入札額の100分の3以上に相当する金額を、現金又は市内に本支店を有する金融機関の銀行振出小切手で納付するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する者にあつては、その納付を免除する。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に上下水道局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであつて、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 6 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金の納付を免除された者を除き、入札保証金を納付せず又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について同一人が同時に2通以上提出した入札
- (9) 入札参加資格確認書類を期限内に提出しない者のした入札
- (10) 3(1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

#### 7 入札に関する注意事項

- (1) 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札書及び委任状には、公告及び入札要領記載事項に従い、正確に記載すること。
- (3) 入札者が代理人である場合は、入札書には代理人の印鑑を押印すること。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、委任状の提出を行うこととし、委任状の提出のないとき、代理人は入札に参加することはできない。
- (5) 入札を希望しないときには、入札辞退届を提出すること。

#### 8 落札者の決定

貸付予定金額以上の入札であつて、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 契約金額

落札者の入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた金額を年間貸付料とする。

10 契約保証金

契約保証金は、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた金額の 100 分の 5 以上の額の納付又は契約保証金に代わる担保を付するものとする。

11 その他

- (1) 入札受付時に希望者には現地での説明を実施するので、必要に応じて申し込むこと。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (4) この入札に関する問い合わせ先

入札に関する質問は平成 29 年 5 月 31 日（水）の午後 5 時までに下記担当あてに行うこと。

担当：盛岡市上下水道局総務課（総務係）

電話：019-623-1411（内線 6223）

FAX：019-623-1422